

相愛大学研究推進本部規程

平成22年10月14日制定
平成30年1月18日一部改正

(趣旨)

第1条 この規程は、相愛大学学則第1条の規定に基づき、相愛大学(以下「本学」という。)における研究の基本方針等を検討し施策を推進するために本学に設置する研究推進本部(以下「本部」という。)の任務、組織その他本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 本部は、次に掲げる事項及びその基本方針について審議及び決定し、具体的な方策を実施する。

- (1) 研究戦略の策定と実施に関する事項
- (2) 戦略的学術文化研究活動の助成に関する事項
- (3) 受託研究、共同研究、教育研究奨励寄付金等に関する事項
- (4) 競争的資金等に関する事項
- (5) 研究活動の不正行為の防止等に関する事項
- (6) 研究倫理教育、コンプライアンス教育に関する事項
- (7) その他本学の研究に関する事項

(組織)

第3条 本部は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 研究担当副学長
- (2) 事務局長
- (3) 教学事務部長
- (4) 総合研究センター長
- (5) 各学部から選出された教員 各2名 任期2年
- (6) 教学課長
- (7) その他学長が必要と認めた者

(本部長等)

第4条 本部に本部長及び副本部長を置く。

2 本部長は、研究担当副学長をもって充て、副本部長は、教学事務部長をもって充てる。

(会議)

第5条 本部の会議(以下「本部会議」という。)は、本部長がこれを招集し、その議長となる。

2 本部会議は、第3条に掲げる構成員の半数以上が出席しなければ、これを開くことが

できない。

- 3 前項に定めるもののほか、議長が必要と認めたときは、構成員以外の者に会議に出席を求め、意見を聴取することができる。
- 4 本部会議において審議及び決定された重要事項については、執行部会議及び大学評議会に提案又は報告するものとする。
- 5 本部会議の議事運営に関し必要な事項は、構成員の意見を徴した上で本部長が定める。

(専門委員会)

第6条 本部長が必要と認める場合は、本部会議の議を経て、特定の事項を審議するために専門委員会を置くことができる。

(事務)

第7条 本部の事務は、大学教務部教学課において行う。

(施行の細目)

第8条 この規程の施行について必要な事項は、本部長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成22年10月14日から施行する。
- 2 相愛大学研究委員会規程は廃止する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年9月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。